

無料で木造住宅の耐震診断が受けられます

図 建築課建築指導室 ☎65・65443
〒526・8501 八幡東町632



耐震診断員を派遣し、木造住宅の耐震診断を無料で行います。

希望者には、耐震改修に必要な概算費用も算出します。

【対象住宅】

- 次のすべての要件を満たす市内の住宅
- 昭和56年5月31日以前に着工し、完成しているもの
- 延べ面積の半分以上が住宅用になっているもの
- 階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
- 木造軸組工法のもの(枠組壁工法、丸太組工法等でないもの)

【診断内容】

県に登録している耐震診断員が、主に目視で診断します。

耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の場合には、耐震改修の概算費用の算出を行います(希望者のみ)。

【予定棟数】

15棟程度(先着順)

【申込期間】

6月1日(月)～7月31日(金)

【申込方法】

所定の申込用紙に必要事項を記入し、次の書類を添えて直接または郵送でお申し込みください。

※ 申込用紙は担当課、または市ホームページからダウンロードすることもできます。

【添付書類】

- 付近見取図
- 建築物の建築時期・延べ面積のわかる書類(確認通知書・固定資産税課税証明書等・建物の登記簿のいずれかの写し)

市内では、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯をはじめとし、各活断層による地震被害が危惧されています。

建築基準法の耐震基準が改正された昭和56年5月31日以前(旧基準)に着工された建築物は、現行の耐震基準を満たさないおそれがあります。

過去の地震被害調査の結果から、旧基準の木造住宅の倒壊率は、現在の基準の木造住宅より高いことから、ご自宅の木造住宅の耐震性能を知り、必要な備えをすることが重要です。

木造住宅の耐震改修等工事に補助します

図 建築課建築指導室 ☎65・65443



耐震診断の結果、倒壊の可能性が高いとされた木造住宅の耐震改修工事に対し、その費用を一部補助します。

また、耐震改修工事と併せて行う地震避難時の一助となるバリアフリー改修工事費も補助の対象となります。

【対象住宅】

- 次のすべての要件を満たす市内の住宅
- 耐震診断の結果、総合評点が0.7未満とされたもの
- 市が行う「無料耐震診断」(上記参照)の対象となるもの

【対象者】

- 対象となる住宅を所有し、次の要件を満たす人
- 市税等の滞納がない人

アスベストの含有分析調査に補助します

図 建築課建築指導室 ☎65・65443



市内の既存建築物に施工されている吹き付け建材のアスベスト含有分析調査の費用を補助します。

これはアスベストを含有する民間建築物の把握とその除去を促進し、市民の生活環境の保全を図ることを目的として実施するものです。

【申込期間】(事業予算内で先着順)

6月1日(月)～9月30日(水)

※ 詳しくは、担当課までお問い合わせください。

ブロック塀の点検をしましょう

図 建築課建築指導室 ☎65・65443



ブロック塀は、厳しい自然環境のもとで年数とともに老朽化し、ブロックのひび割れや欠け、鉄筋のさび、塀の傾き等が発生します。

また、建築基準法の規定を満たさないブロック塀は、危険な状態になっている可能性があります。

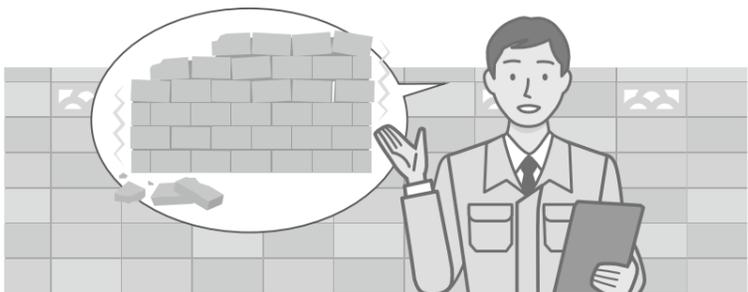
- ブロック塀の維持管理は、所有者・管理者の責任です。日頃から点検・診断し、適切な維持管理をしてください。
- ブロック塀の倒壊により犠牲者が出ています。
- 倒れた塀が道路をふさぎ、避難や救助・消防活動を妨げることになりま
- す。
- 子どもが登って遊ばないことと倒壊し、人身事故が起ることも考えられます。

通学路に面してブロック塀等を

設置している所有者の人へ

通学路に面したブロック塀等の安全性を確保することは、児童をはじめとする歩行者の安全につながります。早急に安全性について点検してください。

点検の結果、危険性が確認された場



合には、付近を通行する人への注意表示等を行っていただくとともに、速やかに補修または撤去してください。

「ブロック塀の点検のチェックポイント」をホームページに掲載していますのでご利用ください。また、点検時には必要に応じて専門家の意見を聞くなど、安全確保に努めてください。

避難路等に面したブロック塀等の安全確保のための工事に補助します

図 建築課建築指導室 ☎65・65443



地震等の災害によるブロック塀等の倒壊被害を防止するため、市内にある避難路等に面するブロック塀等の除却、建替え(除却後に新設するもの)、改修に対して補助を行います。

【対象となるブロック塀等】

- 市内にあるブロック塀で次の要件をすべて満たすもの
- 通学路等の避難路等に面するもの
- 補強コンクリートブロック造または組積造の塀で、道路面からの高さが60cm以上のもの
- 耐震診断の結果、倒壊危険性がある
- と判断されたもの(建築基準法に違反していないものに限る)

【対象者】

- ブロック塀等の所有者で次の要件をすべて満たす人
- 市税等の滞納がない人
- 対象となる工事について、国、県、市のその他の制度による補助を受けていない人

○ 対象工事について、国・県・市の他の制度による補助を受けていない人

【申込期間】(事業予算内で先着順)

6月1日(月)～7月31日(金)

事業の着工前にお申し込みください。申込み時に必要な設計図・見積書等の書類について説明しますので、必ず事前に相談ください。

※ 補助を受けるには、滋賀県講習会修了者名簿に登録されている設計者・施工者に依頼する必要があります。

※ 平成25年に耐震改修促進法の一部が改正され、住宅等についても耐震診断および必要に応じた耐震改修の努力義務の対象となりました。

【対象となる工事】

- ① ブロック塀等の高さを道路面から60cm未満にする撤去工事
 - ② ブロック塀等の耐震補強工事(安全性が確認できるものに限る)
 - ③ ブロック塀等の撤去後の新設工事
- ※ 工事について一定の要件があります。

【補助金額】

補助対象工事費の2/3 (限度額10万円)

※ 補助金交付決定までに着手(工事業者との契約を含む)した場合はこの事業の対象外となりますのでご注意ください。

【申込期間】

6月1日(月)から受付開始(事業予算内で先着順)

※ 申込み時に必要な図面・見積書等の書類について説明しますので、必ず事前に担当課までご相談ください。

